

令和 7 年度

特定侵害訴訟代理業務試験

〔事例問題 2〕

《注 意》

- 試験問題は、監督員から試験開始の合図があるまで開かないでください。
- 問題集はどのページも切り離してはいけません。
- 試験時間は、14時00分から17時00分までの**3時間**です。
試験開始後30分間と試験終了前10分間は、試験室から退室できません。
退室可能な時間帯に退室希望される場合、挙手の上、監督員の指示に従ってください。
- 試験中は、次のもの以外は、机の上に置かないでください。
○受験票 ○筆記具 ○時計
受験票は、受験番号が記載されている面を表にして、通路側に置いてください。
試験時間中の付せん紙の使用は認めておりません。
- 問題の解答は、黒又は青インク（消しゴムや摩擦熱等で消せるものは不可とします。）のボールペン又は万年筆を用い、解答用紙の実線枠内に楷書で丁寧に記入してください。
前記以外の筆記具で記入した場合には無効となります。解答用紙の下書きとして、鉛筆で記入することはできますが、試験時間終了までに消しゴムで綺麗に消してください。
試験問題及び試験時に配付するメモ用紙については、マーカー（蛍光ペンを含みます。）及び色鉛筆等で記入することができます。
- 解答用紙の枠外及び用紙裏面に記入された解答は、採点対象といたしません。
- 貸与法文は、書き込み及び折り曲げをしないでください。
- アラーム付きの時計は、音を鳴らさないでください。スマートウォッチや携帯電話、ウェアラブル端末等の電子機器類は、電源を切って鞆にしまってください。
- 試験中の喫煙及び飲食は、禁止とします。ただし、水分補給のため、蓋付きのペットボトル（500ml 程度）に入った飲料は1本に限り、飲むことができますが、机上に容器を置かず、必ず蓋を締めて足下に置いてください。
- 書き損じや汚損等による解答用紙の追加配付や取替えは行いません。
- 試験問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- 試験終了の合図があったら直ちに筆記具を置いてください。
- 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした場合、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止します。
- この問題集は、試験終了後、持ち帰ることができます。
ただし、途中で退室する方で、持ち帰りを希望する場合は、下欄の実線枠内に受験番号及び氏名を記入し、監督員に預けてください。試験時間終了後、受験者が退出してから5分以内に、試験を受けた試験室に取りに来てください。

受験番号	氏 名

[事例問題 2] (50点)

【問題】

問 1 起案

原告訴訟代理人の立場に立って、別紙 2 (甲第 1 号証・商標登録原簿謄本)、別紙 3 (甲第 2 号証・商標公報)) 及び別紙 4 (原告代表者(甲山太郎)の言い分) に基づいて、別紙 1 (訴状) の空欄 1 から 9 に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注 1 訴状は、現在施行されている法令と現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注 2 空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。

注 3 この問題の事例は、架空の事案です。

問 2 小問

(1) 以下事案を前提に、各設問に解答してください。なお、ア、イの各設問はそれぞれ独立しているものとします。

甲は、「A」の名称で画廊を経営していた。甲は、ある有名な画家が描いた絵画 B を画廊で展示しようと考え、絵画 B の所有者である乙に対し、絵画 B の購入を持ち掛けた。甲乙間で交渉した結果、令和 7 年 7 月 1 日に両者間で合意が成立し、同日、売買契約書が作成された。売買契約書には、絵画 B の代金は 100 万円とすること、令和 7 年 10 月 1 日に甲が乙の自宅に現金 100 万円を持参し、乙は乙の自宅で代金の支払いと引き換えに絵画 B を甲に引き渡すことが定められた。

令和 7 年 8 月 1 日、甲は突然、丙から警告書を受け取った。警告書には、甲が「A」の名称で画廊を経営することは、丙が保有する商標権を侵害する旨が記載されていた。甲は対応策を検討したものの、画廊の経営を継続することは困難であると判断し、画廊を閉鎖することにした。そのため、絵画 B も不要になったが、甲は、商標権侵害の事実を乙に伝えたくないと思い、乙に対して何の連絡もしなかった。

ア 令和 7 年 9 月 30 日、乙の隣家で発生した火災が乙の自宅に延焼し、これにより絵画 B は焼失した。

この場合、甲は乙に対し、絵画 B の代金 100 万円の支払いを拒む

ことができるか。その結論及び理由を、根拠条文を挙げて簡潔に説明してください。

なお、火災の発生及び絵画Bの焼失について、甲及び乙のいずれにも落ち度はなかったものとします。

イ 令和7年10月1日、乙は自宅において、絵画Bを甲に引き渡す準備を完了して甲を待っていたが、甲が一向に現れなかったことから甲に電話で連絡し、絵画Bの引渡し準備が完了しているので早く引取りに来てほしい旨を伝えた。これに対し、甲は、絵画Bを引き取ることはできない旨を伝えたものの、その理由については何も説明しなかった。乙は納得せず、絵画Bの引取り及び代金100万円の支払いを甲に求め、その日の両者の話し合いは物別れに終わった。その後も、乙は繰り返し甲に電話で連絡し、絵画Bの引取り及び代金の支払いを求めたが、甲は応じなかった。

令和7年10月8日、乙の隣家で発生した火災が乙の自宅に延焼し、これにより絵画Bは焼失した。

この場合、甲は乙に対し、絵画Bの代金100万円の支払いを拒むことができるか。その結論及び理由を、根拠条文を挙げて簡潔に説明してください。

なお、火災の発生及び絵画Bの焼失について、甲及び乙のいずれにも落ち度はなかったものとします。

- (2) 以下事案を前提に、以下文章ア及びイの空欄①から⑧に入る適切な語句又は文章を解答してください。なお、空欄①及び⑥については、選択肢a又はbの中から適切な語句を選び、その選択肢を解答してください。同じ記号の空欄には同じ語句が入ります。また、空欄の長さは、語句の長さとは無関係です。

乙は、その製造・販売する衣料品Aについて甲から商標権侵害訴訟を提起され、裁判所からは侵害の心証が開示され、今後、損害論の審理がなされる予定である。甲からは商標法第38条第2項に基づく損害を主張されている。

衣料品Aの製造には乙の独自技術B（以下「技術B」という。）が使われており、それにより大幅に製造コストが削減されているため、乙としては、かかる技術Bが乙の利益に寄与したことを商標法第38条第2項

の推定覆滅事由として主張し、技術 B の資料を証拠として提出したいと考えている。しかし、乙は、技術 B を訴訟外の競業他社に知られたくなく、また、甲にも技術 B を訴訟の追行目的以外に使用され、技術 B のまねをされることを避けたいと考えている。

ア 民事訴訟上、① a 何人も b 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の閲覧を請求することができるとされる。

そこで、乙としては、技術 B について記載された準備書面及び証拠を提出する場合、裁判所に対し、技術 B が乙の営業秘密であるとして、訴訟記録中の技術 B に係る記載部分について ② を申し立てることが考えられる。

上記の申立てが認められるためには、技術 B が乙の保有する営業秘密であること、すなわち、乙の技術 B について (1) ③、(2) ④、及び (3) 公然と知られていないものであることの三要件を具備していることの ⑤ が必要である。

イ また、乙としては、裁判所に対し、技術 B の営業秘密について、下記事由 (ア) (イ) の ⑥ a いずれかに b いずれにも該当することについて ⑤ して、甲等に対し ⑦ を発するよう求めることも考えられる。

(ア) 提出されるべき準備書面に乙の保有する営業秘密が記載され、又は取り調べられるべき証拠の内容に乙の保有する営業秘密が含まれること。

(イ) 営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は営業秘密が開示されることにより営業秘密に基づく乙の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

甲の代表者、従業者等が甲の業務に関し ⑦ に違反する行為をした場合、行為者のほか甲も、民事上の不法行為責任を負い得るほか、⑧ の対象となる。

(別紙 1)

訴 状

令和 7 年 1 0 月 2 6 日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎 ⑩

同 弁理士 甲 田 花 子 ⑩

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇

東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

原 告 ワークシティ株式会社
上記代表者代表取締役 甲 山 太 郎

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇

東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

甲野法律事務所（送達場所）

電 話 0 3－〇〇〇〇－〇〇〇〇

F A X 0 3－〇〇〇〇－〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇

東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

甲田特許事務所

電 話 0 3－〇〇〇〇－〇〇〇〇

F A X 0 3－〇〇〇〇－〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁理士 甲 田 花 子

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告
上記代表者代表取締役

DAIGO株式会社
乙 島 次 郎

商標権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金〇〇〇〇円

貼用印紙額 金〇〇〇〇円

請求の趣旨

- 1

空欄 1

- 2 被告は、被告が運営する別紙ウェブサイト目録記載のウェブサイトから、別紙被告標章目録 1 及び 2 記載の標章を抹消せよ。
- 3

空欄 2

- 4

空欄 3

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第 1 当事者

1 原告

原告は、広告宣伝物の企画並びに製作、有料職業紹介事業、労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業、企業における人材育成のための教育及び指導に関するコンサルタント業、就職相談等を目的とする株式会社である。

2 被告

被告は、書籍の出版並びに販売、書籍出版の請負並びに受託、医療従事者の求人情報を主とする広告代理業、医療従事者の募集情報を主とする広告代理業、人材派遣並びに人材斡旋に関する事業等を目的とする株式会社である。

第2 原告の商標権

原告は、以下の商標権（以下「原告商標権」といい、その登録商標を「原告商標」という。）を保有している（甲1（商標登録原簿謄本）、甲2（商標公報））。

登録番号 第1234567号

出願日 平成29年11月1日

登録日 平成30年11月26日

商品及び役務の区分 第35類

指定役務 電子計算機通信ネットワークによる広告の代理、広告文の作成

登録商標 W o r k - C i t y

第3 被告による商標権侵害行為

1 被告の行為

被告は、令和6年6月5日よりインターネット上に情報サイト「DAIGO WORK CITY. JP」（<https://www.dai-go-work-city.jp>。以下「被告サイト」という。）を立ち上げて、主に医療従事者を対象として求人事項や採用希望企業の活動内容等の情報の提供を行っている。

また、被告は、被告サイトにおいて、同日以降、別紙被告標章目録1及び2記載の標章（被告標章1及び2を併せて「被告標章」という。）を使用している。

2 被告標章は、いずれも原告商標に類似している

(1) 商標類否の判断基準

商標の類否は、対比される商標が同一又は類似の商品又は役務に使用された場合に、その商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべきであり、かつ、その商品又は役務に係る取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である。

そして、複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、

空欄 4

(2) 被告標章と原告商標の類似性

ア 被告標章 1 と原告商標は類似する

原告商標は、アルファベットの大文字と小文字を組み合わせ、またハイフンでつないで横書きした、「W o r k - C i t y」という文字標章である。これに対し、被告標章 1 は、アルファベットの大文字で構成される、横書きの「D A I G O **W** O R K **C** I T Y . J P」という文字標章である。

被告標章 1 は複数の構成部分を組み合わせた結合商標であるところ、被告標章 1 の要部は下記（ア）に記載のとおりである。原告商標と被告標章 1 の類否の判断においては、原告商標の「W o r k - C i t y」と被告標章 1 の要部を比較してその類否判断をすべきである。

（ア） 被告標章 1 の要部

空欄 5

(イ) 原告商標と被告標章 1 の要部の対比

原告商標の「W o r k - C i t y」と被告標章 1 の要部を比較すると、

空欄 6

したがって、原告商標の「W o r k - C i t y」と被告標章 1 の要部は類似している。

(ウ) 小括

以上のとおり、被告標章 1 は原告標章と類似している。

イ 被告標章 2 と原告商標は同一又は類似である

(省略)

3 被告が被告サイトで行っている役務は、原告商標権の指定役務と同一又は類似する

原告商標権の指定役務は、「電子計算機通信ネットワークによる広告の代理、広告文の作成」である。一般に、広告とは、商品、サービス、情報等を、その提供者を明示して、広く第三者に告知し、その入手等に勧誘する活動をいい、広告の代理とは、そのような活動を、広告主に代わって第三者が行うことをいう。

この点、被告は、本件訴訟前のやり取りにおいて、被告が被告サイトにおいて行っているのは、求人情報の提供であって、原告商標権の指定役務である広告代理の業務とは類似していない旨主張していた。

しかし、被告が被告サイトにおいて被告標章を使用して行っている役務は、以下で述べるとおり、原告商標権の指定役務と同一又は類似している。

(1) 役務類否の判断基準

一定の役務に商標が使用される場合に、それが商標権の侵害といえるためには、当該商標が登録商標の指定役務と同一又は類似の役務に使用されることが必要であるところ（商標法 25 条、37 条 1 号参照）、役務の類似は、両者の役務に同一又は類似の商標を使用したときに、当該役務の取引者ないし需要者に同一の営業主の提供に係る役務と誤認されるおそれがあるか否かによって判断される。

そして、この判断に当たっては、取引の実情を考慮すべきであり、具体的には、①提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか、②提供に関連する物品（本件では情報）が一致するかどうか、③需要者の範囲が一致するかどうか、④業種が同じかどうか、⑤当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか、⑥同一の事業者が提供するものであるかどうかなどを総合的に考慮して判断すべきである。

(2) 役務の類似性

これを本件についてみると、

空欄 7

(3) 小括

したがって、被告が被告サイトにて行っている業務は、原告商標権の指定役務である広告代理と同一又は類似している。

4 小括

以上のとおり、被告の各行為は、原告商標権を侵害するものである。

5 被告の主張に対する反論（被告標章2の商標的使用）

被告は、本件訴訟前のやり取りにおいて、被告標章2は、ドメイン名として使用するものであって、商標として使用するものではないと主張する。

しかし、

空欄 8

したがって、被告は、被告サイトにおいて、被告標章2を商標として使用していることは明らかである。

第4 原告の損害

被告による商標権侵害行為により原告が被った損害は、以下のとおりである。

1 商標法38条2項に基づく損害 一主位的主張

(1) 被告の売上

被告は、医療機関から委託を受けて、自己が運営している被告サイトにおいて被告標章を使用し、医療機関の求人広告を掲載してきた。また、被告は、求人広告の掲載を委託した医療機関に対し、「オプション企画」として「WORK CHAT」なる広告商品を有償で提供している。これは、求人広告を閲覧する者に対し、医療機関の人事担当者に対するQ&A形式で医療機関の概要及び募集広告を紹介する広告であるが、10社が広告掲載を被告に委託している。このようなインターネットを利用した求人広告の掲載料は、同種業界の一般的基準からして、1件当たり年間120万円を下ることはない。そうすると、被告が合計10社から広告掲載の委託を受けることにより得た1年間の売上は、少なくとも1200万円を下らない。

(2) 被告の得た利益

そして、インターネットを利用した広告掲載においては、サイトの維持費用や営業に関する経費は掛かるものの、特に大規模な施設等を要するわけではなく、利益は少なくとも売上高の30パーセントを下ることではない。したがって、被告が上記の広告掲載の委託を受けたことで得た利益は、1年間で360万円を下らない。

(3) まとめ

以上からすれば、被告による被告標章の使用により原告に発生した損害額は、令和6年6月5日から令和7年10月4日までの1年4か月間で480万円を下らない。

2 商標法38条3項に基づく損害 一予備的主張

仮に上記1の商標法38条2項に基づく損害が認められない場合には、予備的に、同条3項に基づく使用料相当額を損害として主張する。

本件において、商標法38条3項の「その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」は、以下のとおりである。

空欄 9

以上からすれば、本件において、商標法38条3項の「その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」は、令和6年6月5日から令和7年10月4日までの1年4か月間の売上1600万円の10%相当額である160万円が妥当というべきである。したがって、被告による被告標章の使用により原告に発生した損害額は、160万円である。

3 弁護士及び弁理士費用

原告は、本訴の遂行を弁護士及び弁理士に依頼した。このうち、被告による商標

権侵害行為と相当因果関係のある弁護士及び弁理士費用は、上記 1 又は 2 の各損害額の少なくとも 1 割を下らない。

4 小括

(省略)

第 5 結語

(省略)

以上

証拠方法

原告証拠説明書（１）記載のとおり。

添付書類

1	訴状副本	1 通
2	甲号証写し	正副各 1 通
3	原告証拠説明書（１）	正副各 1 通
4	資格証明書	2 通
5	訴訟委任状	2 通
6	特定侵害訴訟代理業務付記証書写し	1 通

(別紙)

ウェブサイト目録

`https://www.dai-go-workcity.jp`

(別紙)

被告標章目録

1 D A I G O **W** O R K **C** I T Y . J P

2 w o r k c i t y . j p

(別紙2)
甲第1号証

商	商 標 登 録 第 1 2 3 4 5 6 7 号			
第 一 表 示 部				
表示番号 (付記)	登 録 事 項			
1 番	出願年月日	平成29年11月1日	出願番号	2017-000000
	査定年月日	平成30年11月5日	区分の数	1
	商品及び役務の区分	第35類		
	指定役務	電子計算機通信ネットワークによる広告の代理、広告文の作成		
	登録年月日 平成30年11月26日			
登 録 料 記 録 部				
登録料				
10年分 金額 〇〇円 納付日 平成30年11月20日				
甲 区				
順位番号 (付記)	登 録 事 項			
1 番	東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇号		ワークシティ株式会社	
	登録年月日 平成30年11月26日			
	(以下余白)			

令和 7年10月 1日

(別紙3)

甲第2号証

(450) 【発行日】平成30年12月3日(2018.12.3)

【公報種別】商標公報

(111) 【登録番号】商標登録第1234567号(T1234567)

(151) 【登録日】平成30年11月26日(2018.11.26)

(540) 【登録商標(標準文字)】Work-City

(500) 【商品及び役務の区分の数】1

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第35類 電子計算機通信ネットワークによる広告の代理、広告文の作成

【国際分類第10版】

(210) 【出願番号】商願2017-000000(T2017-000000)

(220) 【出願日】平成29年11月1日(2017.11.1)

(732) 【商標権者】

【識別番号】000000000

【氏名又は名称】ワークシティ株式会社

【住所又は居所】東京都〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

【以下省略】

(別紙 4)

原告代表者（甲山太郎）の言い分

1 当社の沿革、当社サービス及び当社の商標権

当社は、平成25年4月に、私が、広告宣伝物の企画並びに製作、有料職業紹介事業、労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業、企業における人材育成のための教育及び指導に関するコンサルタント業、就職相談等を行うことを目的として設立した株式会社です。

設立当初は、労働者派遣事業を中心に事業を行っていましたが、医療機関で人事や採用業務に長年携わっていた従業員が入社したのを契機として、平成29年頃から、インターネットを通じて、主に医療従事者に向けて医療機関等からの求人情報等を提供するビジネスを展開しようとするに至りました。

そこで、当社は、平成29年10月15日、ドメイン名を「work-city.co.jp」とするURL登録を行いました。また、当社は、同年11月1日に「Work-City」の商標登録出願を行うとともに、同年11月15日よりインターネット上に就職情報サイト「Work-City」(<http://www.work-city.co.jp>。以下「当社サイト」といいます。)を立ち上げて、医療従事者を主な対象とする求人情報を提供することを開始しました。その後、「Work-City」は、平成30年11月26日に、特許庁において商標登録されました(以下、この登録商標を「当社商標」といいます。)。当社商標の登録内容は、商標登録原簿の謄本(別紙2)と商標公報(別紙3)を御参照ください。当社は、当社サイトの立ち上げの時から現在に至るまで、当社サイトにおいて、当社商標を使用し続けています。

2 DAIGO株式会社(以下「DAIGO」といいます。)の行為

DAIGOは、平成20年に書籍の出版及び販売並びに書籍出版の請負及び受託を目的として設立された株式会社であり、その創業以来、主に飲食関係の書籍の出版及び販売を行ってきました。しかし、DAIGOは、

昨年(令和6年)6月5日よりインターネット上に情報サイト「DAIGO WORK CITY.JP」(<https://www.daigo-workcity.jp>。以下「DAIGOサイト」という。)を立ち上げ、同

サイトにおいて、当社サイトと同じように、主に医療従事者を対象として、求人事項や採用希望医療機関の活動内容等の情報の提供等を開始しました。DAIGOは、DAIGOサイトの立上げ時から現在に至るまで、同サイトにおいて、以下の2種類の標章を使用し続けています。

① DAIGO **WORKCITY**. JP

② workcity.jp

以下では、上記①の標章を「DAIGO標章①」、上記②の標章を「DAIGO標章②」といい、これらを総称して「DAIGO標章」といいます。

このうち、DAIGO標章①は、DAIGOサイトのトップページの冒頭において、求人情報提供サービスの名称として大きく表示されています。

他方、DAIGO標章②は、ドメインの中に使用されていますが、それ以外にも、DAIGOサイトのトップページのサイト紹介で、「workcity.jpは、医療機関で働く人たちを応援しています。」との文言が掲載され、その中で使用されています。DAIGOサイトのトップページには、これ以外にも同サイトを紹介する記述がありますが、それらの記述のフォントの大きさは10ポイントであるのに対し、上記文言のフォントは、その倍の20ポイントになっています。しかも、上記文言は、目立つように太字で強調されています。

3 当社からのDAIGOに対するメール及びDAIGOとのやりとり

当社は令和7年7月にDAIGOサイトの存在に気づき、DAIGO標章が当社商標と紛らわしく、私は、その使用をやめてほしいと思いました。そこで、当社は、令和7年7月25日に、DAIGOサイトの問い合わせ欄記載メールアドレスに、DAIGO標章の使用は当社が保有する商標権を侵害するおそれがあるので、使用をやめてほしいとメールしました。

これに対し、令和7年8月8日に、DAIGOからメールで返事がありましたが、結論は、DAIGO標章の使用をやめるつもりはないというものでした。

このメールによれば、そもそもDAIGO標章①は全体として当社商標と似ていないし、同社が行っているのは、医療従事者向けの求人情報の提供サービスであって、当社商標の指定役務である広告代理とは異なるから、商標権侵害にならないとのことでした。また、DAIGO標章②については、DAIGO標章①と同様に当社商標と似ていないし、役務も異なると

いう理由に加えて、ドメイン名として使用しており、商標として使用していないとも書いてありました。

しかし、D A I G Oのメールに書いてある理由には全く納得できません。

まず、当社商標に「. J P」はありませんが、そもそも「. J P」は、トップレベルドメインを示すために通常使用される文字であり、それ自体で識別力はないと思いますので「. J P」の部分の違いに意味があるとは思えません。

また、「D A I G O」の部分はD A I G Oの社名であり、「D A I G O」は飲食関係の書籍の出版社の名前として、飲食関係の書籍の読者層に限れば認識されていることもあるかもしれません。しかし、D A I G Oが求人情報提供サービスに参入したのは昨年なので、「D A I G O」という名前は、同サイトにおける求人情報提供サービスのターゲットである医療従事者や医療機関の間でほとんど認識されていないと思います。

さらに、「D A I G O **W** O R K **C** I T Y . J P」は長すぎて一息で発声するのは難しいと思います。医療従事者が、D A I G O標章①のどこに着目するかといえば、D A I G Oサイトで提供している求人事項や採用希望企業の事業内容等の情報提供をうかがわせる「**W** O R K **C** I T Y」の語だと思います。普通だったら、「ダイゴ」ではなく、「ワークシティ」と呼ぶのではないのでしょうか。

しかも、「D A I G O」という文字と「**W** O R K **C** I T Y」とは、意味としても繋がっていないと思います。

D A I G Oのメールのように、当社商標とD A I G O標章①全体を比べて似ていないというのはおかしいと思います。

それから、当社商標とD A I G O標章①でも似ているので、D A I G O標章②が似ていないというのはナンセンスだと思います。

次に、D A I G Oは、インターネットを利用して、主に医療従事者に向けて、採用を希望する医療機関の名称、所在地、給与、勤務時間、職務内容等の求人事項や当該医療機関の活動内容等の情報を、興味・関心を惹くような構成に整理・編集した上で、D A I G Oサイト上に誰もが閲覧し得る状況に置くことによって提供しています。これは、インターネットを利用した広告代理の業務とやっていることがほとんど同じだと思います。

広告というのは、商品、サービス、情報等を、その提供者を明示して、

広く第三者に告知し、その入手等に勧誘する活動をいい、広告の代理は、それを広告主に代わって行うことです。求人情報の提供も、採用を希望する会社等の求人事項等の情報を、当該会社等を明示して、広く第三者に告知するものなので、応募を勧誘する活動を代わりに行っているといえます。

また、求人情報の提供、広告、広告代理といった業種を同一企業が営んでいる例も多数あります。

そもそも、D A I G O自身の事業内容にも、「医療従事者の求人情報を主とする広告代理業、医療従事者の募集情報を主とする広告代理業」が含まれています（全部事項証明書）。そして、実際に、D A I G Oは、D A I G Oサイトにおいて、単に不特定多数人に対して求人情報を提供するだけでなく、医療機関から委託を受けて、医療機関の求人広告を掲載しています。すなわち、D A I G Oは、D A I G Oサイトで、求人広告の掲載を委託した医療機関に対し、「オプション企画」として「WORK CHAT」なるサービスを有償で提供しています。これは、求人広告を閲覧する者に対し、医療機関の人事担当者に対するQ & A形式で医療機関の概要及び募集広告を紹介するものですので、医療機関の求人広告または求人広告の代理だと思っています。

あと、例えば、広告審査等を行う団体として、一般社団法人日本広告審査機構（以下「J A R O」といいます。）があります。J A R Oには、広告業務、広告代理業務、求人情報提供業務を行う者が加盟しており、J A R Oの審査対象には、人事募集広告も含まれています。

また、広告代理を利用するのは依頼者である企業等（本件では主に医療機関）であり、求人情報の提供を利用するのは求職者と依頼者である企業等（本件では主に医療従事者と医療機関）ですが、どちらも依頼者である企業等が利用者となる点では同じだと思っています。さらに、「求人情報の提供」は、商品・サービス国際分類表では「広告」と同じ第35類に分類されていると伺いました。

最後に、D A I G Oは、D A I G O標章②について、商標として使用しているわけではないと言い訳していますが、私には、D A I G O標章②の使用態様からすれば、単なるドメイン名ではなく、D A I G Oサイトのサービスを識別するための表示として使用されているように思います。

4 D A I G Oの推定売上等及び当社のライセンス実績等

当社は、D A I G Oの令和7年8月8日付のメールに納得できなかったため、同月25日に、D A I G Oに対し、改めてメールでD A I G O標章

の使用の中止のほか、商標権侵害による損害を賠償するように求めました。

本で調べたら、商標権者は、商標権侵害者が商標使用により得た利益を損害賠償として請求できると書いてありました。そこで、以下のような計算をして、D A I G O が 1 年間で得た推定売上を 1 2 0 0 万円、推定利益を 3 6 0 万円とそれぞれ見積もりました。

まず、D A I G O が D A I G O サイトで「オプション企画」として提供する上述の「W O R K C H A T」なるサービスには、少なくとも 1 0 社が広告掲載を D A I G O に委託しています。このようなインターネットを利用した求人広告の掲載料は同種業界の一般的基準から 1 件当たり年間 1 2 0 万円を下ることはないと思います。そうすると、D A I G O が 1 0 社から広告掲載の委託を受けたことで得た売上の合計は少なくとも年間 1 2 0 0 万円を下らないと思います。

そして、インターネットを利用した広告掲載においては、サイトの維持費用や営業に関する経費はかかるものの、特に大規模な施設等を要するわけではないので、利益は少なくとも売上高の 3 0 % を下ることはないと思われます。

以上から、D A I G O が上記の広告掲載の委託を受けたことで得た利益は、1 年間で少なくとも 3 6 0 万円を下ることはないと思います。

この点、当社からの令和 7 月 8 月 2 5 日付メールに対する D A I G O からの同年 9 月 1 5 日のメールで、D A I G O は、商標権侵害をしていないと繰り返すとともに、仮に侵害があったとしても D A I G O サイトの売上は当社が主張するほど多くないし、その利益も微々たるものであると言っていました。

ところで、御質問のあった当社商標のライセンスの実績ですが、当社は、第三者に対して、当社商標を過去にライセンスしたことはありません。ただ、本件とは別の話ではありますが、当社では、「W o r k - C i t y」とは別に「G A T E N - T O W N」という建設業向けの求人情報提供サービスもやっけていまして、「G A T E N - T O W N」の商標権も保有しているところ、以前、競業会社が「ガテンタウン」という名前で類似のサービスを開始したことがありました。そのときは、直ぐに気づいて、今回と同じようにメールで連絡して当該名称の使用の中止を求め、当該名称を変更していただきました。その際、当社は、1 か月分だけですが、当該競業会社から「G A T E N - T O W N」の商標使用料として売上の 1 0 % を支払っていただきました。

当社は、当社商標を使用して広告宣伝に多額の費用を投入してきました。

その結果として、当社商標は、現在では、医療従事者の間で高い認知度を獲得しています。かたや、D A I G Oは、誰でも閲覧できるウェブサイト上で、そのような認知度の高い当社商標と出所を誤認混同させるおそれがあるD A I G O標章をサービス名として広く使用して収益を上げているわけですので、悪質だと思います。

それから、インターネットで調べたところ、経済産業省が2010年に公表した「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書」58頁（表Ⅱ－8）では、第35類の「広告、事業の管理又は運営及び事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の正味販売高のロイヤリティ料率の回答があった件数は9件だけですが、その料率は、正味販売高に対する料率の想定で、最大値11.5%、最小値は0.5%、平均は3.9%となっていました。D A I G Oは競業会社ですので、当社がD A I G Oに対して当社商標をライセンスすることは考えにくいものの、仮にライセンスするとすれば正規のライセンスですら最大値11%もあるわけですので、売上の10%が高すぎると思います。

5 訴え提起に当たって当社が求めたいこと

当社としては、競業会社であるD A I G Oによる当社商標と紛らわしい標章の使用によって当社サイトのターゲットでもある医療従事者がそちらに流れてしまうのではないかと心配しています。そのため、まず何よりも、D A I G Oの運営するD A I G Oサイトにおいて、D A I G O標章の使用をやめさせたいです。加えて、D A I G OサイトからD A I G O標章も消去してほしいです。

また、これまで当社の商標権を侵害してきたわけですので、相応の損害賠償をしてほしいです。まずはダメ元でも、上述のとおり、当社が算出したD A I G Oの推定の利益に基づく損害を主張してほしいです。もっとも、D A I G Oが主張するように、当社が推定するほどの利益は出ていないかもしれませんので、念のため、当社商標の使用料相当額の損害として売上の10%相当額も主張してほしいです。その場合の売上も一旦は年間1200万円を前提としていただけますか。

なお、損害を算定するにあたり、損害賠償の対象期間は、まずは区切りのよいところで、令和6年6月5日から令和7年10月4日までの1年4か月間（16か月間）としていただいて構いません。また、損害賠償請求する場合には、商標権侵害による損害の元金のほか、遅延損害金も請求で

きると伺いましたが、その起算点は訴状送達の日の翌日にしてください。
弁護士・弁理士費用についても一般的に認められる範囲で請求をお願いします。

以上を踏まえて、訴状の作成をお願いします。

以上

